

子 発 0329 第 8 号
社 援 発 0329 第 36 号
令 和 3 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会（中間とりまとめ）」（平成 30 年 7 月 27 日）において、第三者評価の導入が、放課後児童クラブの質の確保から重要な視点であるとされているところである。これを踏まえ、具体的な評価基準について、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である社会福祉法人全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」において検討が行われ、今般、福祉サービスの質の向上推進委員会報告を踏まえ、別紙のとおり「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」を策定したので通知する。

各都道府県においては、別紙に示した内容を十分に踏まえた上で、都道府県第三者評価推進組織、貴管内市町村（特別区を含む。）に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配意願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。